

第73号議案

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加東市長 岩根正

加東市条例第 号

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年加東市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(管理職員特別勤務手当) 第15条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等	(管理職員特別勤務手当) 第15条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等

<p>において勤務した場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>正規の勤務時間が割り振られた日の午前0時</u>から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>において勤務をした場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時</u>から<u>翌日の午前5時</u>までの間(<u>週休日又は休日等に含まれる時間</u>を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第73号議案 要旨

加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を行う管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

管理職員特別勤務手当の支給要件を改めること。（第15条関係）

3 施行期日 公布の日